

『寛正五年中臣祐識記』(下)

藤原重雄
土山祐之

【翻刻】(承前)

一、寛正五年^{甲申}四月一日、旬御神事如例、白杖頼春^{南郷二}・御幣春主^同

三、散米春富、^{同四}旬日並朝夕、朔御供、公方本六種本申等、見参社司、

神主家徳・正預延祐・權神主家久・新權神主時勝・次預延胤・權預祐

前・神官預祐松・若宮神主祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中

臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師和・

家統、不参社司、權預祐識^{整服}・加任預祐文^{計会}・權預祐仲^同・權預

延盛^同・權預祐風、^{田舎}_{下向}

一、今日^{一日}夕御供、御酒三、御殿^{マテハ}奉備進^テ役人若宮、マイル間、四

御殿ノ分不備進、而御酒^{ヲハ}若宮殿^{ニテ}ウツシテ帰参之間、四御殿ノ分、

又御供所^{ヨリ}御酒^ヲ入^テ持参^ル備進、^(62才)役人率爾故也、

一、今日評定云、^(播磨国美奈郡)久留美庄春請分未到來之間、差上職事神人、可致催促

田原次郎四郎方之由申付了、則北郷職事先可上洛之由、加下知畢、

一、今日^{一日}未^一廻、社家出仕之時分、三御殿并四御殿西ノ井垣ノ男柱等^ニ、羽蟻出

現間、以兩常住加実檢処、以外之由申之、明日可注進京都旨一決畢、

凡羽蟻出現之時者、先規即座^ニ令注進歟、雖然、當時之儀每事無沙汰

之故、明日可注進云々、

一、二日、羽蟻事、申入南曹弁并伝奏畢、兩所注進状同前、^(62才)
当社三・四御殿并井垣等羽蟻出現事、奏状一通進上仕候、以此旨可有
御披露候、恐々謹言、

四月二日 春日執行正預延祐 神主 家徳

謹上 宿院御目代殿
春日社司等言上

事由

右、昨日^{一日}未^一廻、当社第三御殿西儀法師・同四御殿東儀法師并西方井
垣蠶出現、仍加実檢、任例注進如件、

寛正五年四月二日 執行正預延祐 神主 家徳 ^(63才)

一、二日、羽蟻事、学侶^ニ披露之、

昨日^{一日}未^一廻、当社三・四御殿儀法師并西井垣^ニ羽蟻出現候、其外出現所々
歟、仍任例申入京都候了、為御意得牒送申候、以此旨可有御披露御集
会候、恐々謹言、

四月十二日 延祐 家徳

家徳

供目代御房

一、三日、伝奏并南曹御返事到来之、羽蟻事可有御奏聞候、

一、三日、為久留美庄催促北郷職事上洛之粮物、惣社公物ヲ下行之、^(63ウ)

一、四日、社訴事、御成敗停滞之間、御帰座違乱必定之由牒送、学侶六方⁽⁷⁾披露之、寺門無等閑之儀旨、返状到来了、

一、六日、越智彈正忠家栄就私反錢事、去年名字ヲ被籠五社并水屋社之処、向後不可有緩怠之旨及晤文問、今日彼名字被取出了、学侶使節二人・六方使節二人、承仕・仕丁丸召具テ社参之、両惣官代官・若宮神主代参会之、

一、七日、学侶衆議之状到来、

今度御帰座事、重而雖被仰出候、寺社訴未落居子細之間、不可叶旨申支処、御帰座御請申入者、槌以可有丁寧之^(64オ)成敗旨、被仰出子細之間、來十三日戌時、可奉成御帰座旨、御請申候了、社中之儀無越度之様、被経御用意者可目出由、集会評定候也、恐々謹言、

卯月七日

供目代好芸

両惣官御中

若宮神主殿

一、同日、

今日^(7日)申具定、朝倉彈正^(新取ノ子家忠)左衛門尉名字可被相籠五社候、則学侶使節兩人可有出仕候、無御無沙汰、御出仕可目出旨、学侶評定候也、恐々^(64ウ)謹言、

卯月七日

供目代好芸

両惣官御中

若宮神主殿

一、今日^(7日)申刻、朝倉彈正左衛門^(武衛ノ内者)河口庄^(河庄)乱入、名字ヲ本社・若宮・水屋社ニ奉納之、学侶使節并承仕等参之、両惣官代官并若宮神主代参会之、

一、八日、來十三日御帰座事、申入伝奏并南曹弁殿畢、但社訴未落居者、社家所役事、可抑留之旨、同申入了、

一、八日、社例事、以折紙披露学侶六方畢、

來十三日可有御帰座之由承候、日出候、就其社訴事、全分^(65オ)不及御成敗候、抑今度社訴事、非一旦之愁訴、神領忽顛倒上者、一社之大訴不可如之間、堅可歎申入旨、及連暑^(暑)神判了、其子細以前度々牒送申入了、凡耀 神威達理訴者、古今寺社儀式候、御裁許又以連綿之処、今度社訴御棄捐之条、子細何事候哉、社中事、每事任先規神事以下遂行之処、且被処員外非分之条、往古以來不聞其例候、所詮、任一段之社法、無御裁許之儀者、御帰座所役事、争可隨嚴命候哉、若又一向被処慮外者、向後社中儀、云神供云神事、雖有非例出来、何可及御糺明御沙汰候哉、如今者、毎月不闕神供忽可闕如候、其時不可有御糺明候、今般為社中^(65ウ)申沙汰事、^(使節□在京之間、六方へ加之、全分不叶候、偏仰寺門御合力上者、御帰座無違乱之様、堅被仰付者可目出候旨、惣社評定候、以此旨可有御披露御集会候、恐々謹言、)

卯月八日

延祐

家徳

供目代御房

六方沙汰衆御中

一、九日、学侶并六方衆議状到来、

就社訴未落居事、可被及御帰座違乱旨承候、御鬱憤尤之謂候哉、雖然、於寺訴殊更大訴共相殘候間、堅訴申之処^(66オ)御帰座以後、丁寧可被及御成敗旨、被仰出候間、先以可奉成御帰座旨、御請申候了、就其、社訴一向寺門及無沙汰之旨承候、為一度不載指示之条目事無之候、隨而社訴之内、免少之御成敗事候哉、然上者、寺門不棄置子細顯然候歟、^(66ウ)訴詔悉無御成敗段事者、寺訴同大篇共相殘候、雖然大綱之本訴落居間、

可仰重御成敗旨及測量、御帰座御請申候了、尚以為社訴事可申沙汰候、為社家堅可被申達候、敢不可有欠所候、所詮、社訴不究之間、寺門等閑之樣候歟、以前者随依有子細使節事申支候、於今者事尽之上者、雖誰人候、任器用被差上於使節、丁寧可被申達旨、可有御披露社中^(66ウ)旨、学侶評定候也、恐々謹言、

卯月九日

供目代好芸

両惣官御中

若宮神主殿

一、同日、六方衆議状到来、

就社訴事、色々御披露候、則学侶申談之処、如此返牒候、書状副進候、曾而学侶六方無疎略之儀旨、評定候也、恐々謹言、

卯月九日

六方衆等

両惣官御中

若宮神主殿

就社訴事、相副彼書状牒承候、学侶牒送回篇之間、更以不可有等閑之由返牒了、但於御帰座之違乱者、曾不及思慮之事候歟間、為社中被差上使節可被申達、学^(67才)□事、無等閑每度為指示条目、雖申達候、御成敗遅々無力様候、於寺訴殊大篇共相残候間、堅雖令抑留、御帰座之以後、丁寧可有御成敗旨、被仰出之間、且以測量之儀、御帰座御請申候、数多篇目一々御成敗不可得事候歟、能々可有通屈之処、忽御帰座違乱可為如何候哉、何篇書状急以飛脚京都申上候、無等閑旨可有御披露之由、学侶評定候也、恐々謹言、^(67ウ)

卯月九日

供目代好芸

六方衆御中

一、十一日、社訴事又披露寺門畢、

就社訴、御衆議之趣、丁寧之至目出候、於寺門御儀者、始中終無御等

閑之儀間、畏入候、社訴之内、弓庭跡事、只一々条御成敗之通候、残訴全分無御成敗候、殊峯松名・鷄冠井郷事、若今度不及御沙汰者、弥可任雅意旨、彼悪行人等及結構子細候歟、迷惑此事候、於寺門者、更以雖御疎略之儀候、京都之儀御棄捐之条、一社失面目上者、堅可達所存之旨、若輩末座役人等及強々評定候、雖然、為社司方涯分相宥最中候、次^(68才)使節事、雖何之体、任器用^(68ウ)差上之旨、御許可候、但御帰座等不日事候、一向寺門申御沙汰奉待候外、無他候、以此旨可有御披露御集会候、恐々謹言、

卯月十一日

延祐

家徳

供目代御房

六方沙汰衆御中^{文章同前}

一、十一日、旬御神事如例、白杖頼春^{南郷二}・御幣春主^{同三}・散米春富、^(68ウ)同四、旬日並朝夕、祝園本六、公方本六、見參社司^(68ウ)家徳・延祐・家久・時勝・延胤・祐前・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・師和・家統、

一、御帰座事、大都雖為治定、不及開門間、今日^{十一日}音楽無之、仍三御殿ノ旬正預給之、

一、今日^{十一日}学侶衆議之状到来、

就社訴事、悉不落居間、可被抑留御帰座之役旨承候、雖□寺訴不究候、大綱落居之間、御帰座御請申上者、可為如何候哉、能々可有御測量之上、不棄可被申達事、肝要寺訴其趣候、然者、早々以御測量儀、無為御沙汰可然候、万一殘訴令停滞候者、^(69才)寺社一円可有訴訟事肝要候、於寺門之儀者、可奉成御帰座用意候、精進等事、無由断御沙汰可然之旨、評定候也、恐々謹言、

卯月十一日

供目代好芸

両惣官御中

若宮神主殿

一、十二日、学侶衆議依事繁略之、

一、十三日、神主廻文到来之、使北郷職事神人、

蟻御祈禱事、長者宣并御卜形如此候、子細見彼両通候歟、則番張一

紙織進之候、無相違者、面々可加奉賜候哉、(69ウ)恐々謹言、

卯月十三日

神主家徳

謹上 正預殿并権官御中

追申、若宮神主殿同可令存知給候、輕服之体、任例除之了、

重謹言、

定 蟻出現御祈禱結番事

一番 神主 若宮神主 奉

二番 正預 奉 次預 奉

三番 権神主 奉 大西権預 奉

四々 新権神主 奉 下権預 奉

五々 加任預 奉 大西新預 奉

六々 慈性院権預 奉 神宮預 奉

右、自今日十三日、守結番次第、各無懈怠可令參勤賜之状、如件、

寛正五年卯月十三日

一、長者宣云、

当社怪異事、御占形如此、可被祈謝之由、南曹并殿御奉行所候也、仍

執達如件、

四月十五日

右兵衛尉秀親 奉

謹上 春日両惣官御中

春日社司言上、怪異吉凶、今月一日未時、当社三御殿西儀法師、同四御殿東儀法師并西方井垣置出現、

占、今月一日甲申、時加未、天岡臨卯為將六合、中太一勾陣、終勝先

青龍、御行年亥上、神后天后、卦遇聯茹重番、(卷)

推之、依神事違例所致之上、非慎御 御葉事、

從良異方、奏口舌鬪諍事歟、期彼日以後卅日内、及來八月・九月・

明年二月節中、並庚辛日也、又起疾疫兼被祈謝、至斯彼慎誠其答自

鎖乎、(71才)

寛正五年四月四日

陰陽頭安倍朝臣有家

一、十三日、社訴事、以折紙学侶六方二披露之、

社訴事、京都之儀被処無沙汰之上者、任先規可申所存旨、若輩等及訴

訟候、公儀如何様候、雖及御糺明、一社一同上者、何可有遠量候哉、

雖然、寺門始中終無御等閑候処、御帰座違乱背本意候間、為社司方種々

相宥候間、大都可承諾候歟、目出候、御帰座以後、相構々々堅被申達

候者、興隆專一候、弥奉憑候由、惣社評定候、以此旨可有御披露御集

会候、恐々謹言、

卯月十三日

延祐

家徳

供目代御房

六方沙汰衆御中 文章同前、

一、学侶六方返状到来、

社訴事、京都之儀被処無沙汰候段、千万歎入存候、每度京都残訴指示、

一度而無申落候、其外社中御牒送状、別而雜掌方注進及度々候、雖然、

何方緩怠候哉、又 上意御無沙汰候哉、于今無御裁許之間、失本意候、

雖然残訴事、雖有御帰座可有御成敗之旨、被仰下之間、尚以堅可申入

候、只今御帰座之儀、若輩被相宥、可被随御役段、殊日出候旨、学侶

評定候也、恐々謹言、(72才)

卯月十一日

供目代好芸

両惣官御中

若宮神主殿

六方返状

就社訴事、社司而若輩衆被相宥、被承諾候間、御帰座可為無為旨、御披露殊珍重候、理訴事上者、假雖御帰座以後候、於于公方曾而不可有疎略、如在之儀候旨、評定候也、恐々謹言、

卯月十三日

六方衆等

両惣官御中

若宮神主殿

一、十三日、六方衆議状到来、其故者、(遠清)十市・(遠勝)八田・(景遠)新賀・(遠)橋原名字ヲ可取出旨命之、仍両惣官・若宮神主等代官參社頭、学侶六方使節・承仕・中綱・仕丁丸ヲ召具テ參社、則取出テ渡訖、

(附箋)神木御帰座

一、今日十三日酉魁、社頭門々悉以開門之、大工等參テ不及案内開門敷、去宝徳

三開門之時者、学侶使節兩人美舜房 禪栄房、承仕以下召具テ被參之間、両惣官

代官以下出合テ開門也、而今度有案内条、違反規者也、

御帰座事、

一、十三日酉魁、八方大衆蜂起在之、戌下剋參向社頭、六道マテ貝吹、於

南門三ヶ度動之、

先前行赤衣仕丁丸各取松明、次中綱各取松明、次僧綱、次衆徒各裏頭、舞殿・八

講屋ニ祇候之、社家ハ、社司ハ、社司ハ、住吉ノ、東ノ、辺ニイ之、神人ハ、水垣ノ

内ニ祇候ス、爰僉議者実舜房得業水俊、舞殿ノ東ヨリ第三間床一脚・畳一

帖敷之、木守沙汰也、畳ハ三倉ヨリ出之、則着座ス、庭火リソノ木本、每事勤之後、

僉議者召中綱下知シテ云、立寄テ可被聞僉議云々、此由中綱來テ常

住等ニ咭之、(73ウ)常住又両惣官ニ申之、其時神主家徳・正預延祐各東帶、庭

上ニ進出テ蹲踞之、于時社司・氏人悉蹲之、而僉議云、寺訴 御成敗

之間、奉成御帰座云々、件子細両惣官請聞テ、參移殿各啓白之、其後末

社司四人御簾ヲ同時ニ奉テ、御神宝ヲ奉出之、則相觸樂所処、乱声奏之、

手長氏人御神宝ヲ神人ニ渡之、先御弓矢、次御鉾奉出也、若宮分末座

社司祐松・手長氏人祐弥等奉出之、御神宝ハ悉奉出テ後、住吉明神ノ

前ニイ之、三方神人等少榊ヲ持テイ之、樂所等止乱声ヲ奏還城樂、神

明出行ノ役人ノ社司各垂覆面、御体出御(74オ)時分、伶人住吉社ノ東裏ニテ

立向テ一打之、御神宝ハ、兩判官ノ間ヲ通テ進ム、御体ハ、一曲ヲ舞テ蹲マテ、住

吉ノ前ニ御逗留アリテ、御見物之後、奉成神行畢、

若宮ノ御行同時也、

一、本社御行烈事、先御神宝二行右方御鉾、次御体、次社司、次氏人、次

神人、

御役事、自移殿至本殿、各社司ノ役也、下役ノ神人任例社司役人ニ

奉副者也、

一御殿 神主家徳東帶、下役北郷、

副役権預祐仲衣冠、(74ウ)

二御殿 執行正預延祐東帶、下役南郷、

副役次預延胤衣冠、

三御殿 權神主家久東帶、下役北郷、

副役権預祐前衣冠、

四御殿 新權神主時勝東帶、下役北郷、

副役権預延盛衣冠、

若宮殿 若宮神主祐勝東帶、下役下番常住神殿守春職、

副役神宮預祐松衣冠、

一、若宮御行烈事、先松明二行南北末座神人燭之、

次御神宝右方御鉾、次御体、神人等以御榊奉指覆了、(75オ)

次社司・氏人等、次神人少々、爰末座社司二人差進者先例也、而今度

社司無人数間、最末一人神宮預祐松、扈從ニ參畢、

一、本社ノ御正体奉付テ、御安坐之由、以両常住觸送于学侶衆徒畢、御安

置之間^ニ、万歳楽・延喜楽^{略殿ノ前}舞之、大鼓、東ノ廻廊^{ニテ}打之、自移殿御帰座之時舞楽等事、去宝徳三御帰座之時始也、今度以彼例舞楽在之、舞終^テ後長慶^ヲ吹^テ、御前^ヲ東へ廻畢、其後大衆被退散訖、

一、若宮殿御正体奉付事終後、御神宝^ハ、南門^へ入^テ、西ノ廻廊^ノ内^ヲ経^テ、御宝蔵^ト移殿^トノ間^ヲ通^テ、御宝蔵ノ辺^ニイ之、祐勝^{（76ウ）}・祐松^{（76ウ）}・祐弥^{（76ウ）}・廻廊^ヲ経^テ參御前、

一、本社ノ御神宝^ハ、樓門^{ヨリ}出^テ、御宝蔵^へマイル、社司・氏人^ハ、御後ノ脇戸^{ヨリ}御宝蔵^へマイル、松明在之、^{（松明御ウシロノクチニマツ、御神宝奉納ノ役人、正預}延祐・副役神宮預祐松^{当參ノ末}・手長氏人延光^{正預扨從ノ氏人役也、}

一、今度本社若宮ノ御正体^ニ、青葉^ノ少榊^ヲ打^テ、奉指覆事新儀也、自夜前大雨降、以外也、今日^{申下}、止雨晴天之上、松明・庭火等^{（御体外見不可然旨、依^{（76オ）}二社評定、少榊一方分三十本ハカリ用意之、則奉覆御体訖、若宮へ^モ彼神人并南郷神人少々奉捧之、此条雖為新儀、神威陵爾不可然上者、向後者可守此度例者也、}

一、少榊^ヲハ、南北兩座神人打之、

一、少榊ノ四手紙^ヲハ、兩惣官三十枚^{原紙十五枚ツ、職事^ニ下行之、}

一、若宮御行并御神宝奉納料、松明六十把惣官^{ヨリ}下行之、^{一方分三十把充}

一、以主典御松ノ館^へトリニマイル、燭事^ハ、南北末座神人役也、

一、御神宝奉納事終後、社司・氏人直^ニ退出訖、^{（76ウ）}

一、見參社司、

神主家徳・執行正預延祐・權神主家久・新權神主時勝・權預祐仲・次

預延胤・權預祐前・權預延盛・神宮預祐松・若宮神主祐勝、

一、中臣氏人、

治部少輔祐弥・中務少輔延光・散位延俊、

一、大中臣氏人、

民部大輔時憲・宮内大輔師種・刑部大輔師淳・中務大輔家興・大藏大

輔時綱・民部少輔家益・宮内少輔師詮、

一、不參社司、

權預祐識^{輕妻女}・加任預祐文^{計會}・新預祐風、^{參宮}

一、御簾役末社司無人数間、氏人可勤仕哉、此条於本□□□先規上者、不參社司可及札明之由、内々評定之處、祐仲并延盛裝束以下廻計略參勤間、無子細也、

一、新權神主時勝者四御殿ノ正役人也、而可着衣冠之由、有其間問、祐松以対面申云、御入洛御動座以下俄之時、悉衣冠^{シテ}御体ノ御役勤仕、其例無子細候、御帰座者、每度勤時宜上者、衣冠之例且如何之由令人魂間、俄着束帶訖、

一、十四日、御帰座無為之由、申入南曹并并 伝奏畢、

昨日^{十三日}、賢木御帰座、同開門御畢、先以目出候^{（77ウ）}、以此旨可有御披露

候、恐々謹言、

卯月十四日

春日執行正預延祐

神主 家徳

謹上 宿院御目代殿

謹上 伝奏 修理大夫殿^{文章同前}

一、昨夜御帰座無為之由、兩門跡并御寺務^{東院} 兩惣官代官^{家興}、參申入了、^{（78オ）}

一、十四日、条々牒送寺門、^{使兩常住代}

折紙 御帰座無為之条、先以目出候、

一、移殿事、可撤却候哉、可隨御衆議候、

一、每度僉議之床・同畳等者、為木守役沙汰儲^條之處、先規之處、今度畳事、無用意之間、及臨期違乱間、為社家申付了、為後記令申候、可被仰付

候、

一、昨日社頭御開門之時、不及御案内候、違先規候歟、

一、御動座之時、三方常住・神殿守等祿并御祭物事、是又不依御婦座延否、御下行之条先規候、早々被仰付候者、可^(78ウ)畏存旨申候、条々以此旨可有御披露御集候、恐々謹言、

卯月十四日

延祐

家徳

供目代御房

一、供目代内々返答云、条々御牒送之趣、可披露集候、移殿事、早々可被撤却云々、

一、同日^(78ウ)、学侶衆議状到来、

夜前神木遷御正殿候、誠天下泰平寺社繁栄大慶候、珍重々々、就中、社頭諸門開御事、可牒送申^(79オ)、^(79オ)篇目繁多之間、書状沙汰落不進候哉、為得御意令牒送之^(79オ)、^(79オ)学侶評定候旨、可有社中御披露候、恐々謹言、

卯月十四日

供目代好芸

両惣官若宮神主御中

一、同剋到来、

神木御婦座無為無事尤珍重候、就其移殿事、急可被撤却^(撤)之由、学侶評定候也、恐々謹言、

卯月十四日

供目代好芸

両惣官御中

若宮神主殿

一、十五日、移殿撤却畢、面々番匠^{ニテ}如元破取之、畳并御簾等^{ヲハ}本承仕請取^テ、御倉^ニ納之、運事宿直人^ノ役也、渡事^ハ、兩常住奉行^ノ、一、移殿床事、可取退之處、修理所無沙汰之間、申遣供目代^ニ返答、則被申遣修理所云々、後日取退之、

一、当春季春日祭事、依御動座閉門延引之、仍無為開門上者、可有遂行

之由、自寺門被申間、社家返答云、同季内^{ニテ}他月遂行例且三ヶ度也、他季^ニ遂行事、一度^{トシテ}無其例^{□□}慮且難測、可為如何之由、以書状^(80オ)返答寺門之處、重而衆議状到来之、

来廿五日春日祭事、任他月之例可被施行之由、致牒送^ニ、季移之例事、不審之由牒承候、誠於此段者、今度無覺悟候、所詮、能々為社中先例尚々被相尋候者、可目出候、肝要来廿五日春日祭事、不日之間、前精進以下不可然之由承候、云他之季先規^(云脱カ)、篇々廿五日之始行者、不可得之儀候哉、能々先規被相待、今度之申^ニ必々施行之様、被經御沙汰^(者)候^(脱カ)、可目出之由、学侶評定候也、恐々謹言、

四月十九日

供目代好芸

両惣官御中

若宮神主殿

尚々^{袖書}雖他季候、施行候先例候者、来月始之申^{八日}被施行候者、可目出候、

一、廿日、学侶衆議之状到来、

若宮祭礼事、当月廿七日可有施行之旨、雖相觸岡方、願主役不可為成立之由被申間、無力来月十七日令延引候、能々可被相意得旨、学侶評定候也、恐々謹言、

四月廿日

供目代好芸

両惣官御中

若宮神主殿

一、廿一日、旬御神事如例、白杖^{頼春}・御幣^{春主}・散米^{春富}、旬日並朝夕、四種、見參社司、家徳・延祐・家久・時勝・祐前・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・家統、自今日音楽在之、

一、今日御供已後、水屋神樂遂行之、拜殿衆沙汰也、此御神樂^ハ自去二

日可始行之処、依御動座延引也、

一、廿二日、水屋神樂在之、若宮方沙汰云々、

一、廿三日、水屋神樂在之、南郷方沙汰、

一、廿四日、水屋神樂、北郷神人等沙汰也、今日大雨之間、於着到殿可

致酒宴之由、申請之云々、兩惣官許可云々、且無先規(81)歟、

一、廿五日、呪師猿樂參上社頭、兩惣官下行物任例下行之、凡薪猿樂去

二月(82)可有遂行之処、依御動座・閉門等延引之、仍自明日於南大門可

有其沙汰云々、

一、廿六日、於南大門猿樂在之、

一、院雜色來(83)申云、年始吉書事、大訴御落居、寺社御儀無為之上者、

御下行物事可請申候、次就御公事篇兩三度罷下候、糧米事同可有御下

行由申之、社家返答云、吉書事、年始最前之祝言、書札通達初之吉書也、

而大訴公事条目不及吉書、被下長者宣(84)、又進上書狀上者、当年事難

請取申、此上者節料事不可下行也、將又糧米事、同大訴之最中分(85)行

不可叶旨、申付了、仍種々雖令申、不及下行間、歸京訖、

一、廿七日、於南大門猿樂在之、

一、廿七日、春日祭事、牒送寺門、

春日祭事、相尋一社候之処、他季遂行事、無先規候、凡神事始行以來

及六百余歲候、自然依停滯一向闕如例數ヶ度候、同季之内尚以他月例、

嘉禎二年春季(86)三月三日・享德三年冬季(87)十一月十九日・長祿三年春季(88)三月十四日、

以上僅三ヶ度候上者、非春冬季而遂行事、曾以無其例候、且可為如何

候哉、以此旨可有御披露御集會候、恐々謹言、

延祐 家徳

四月廿七日 供目代御房

一、廿八日、円満寺座金春大夫參社頭、

一、廿九日、坂戸座金剛大夫參社頭、

一、五月一日、旬御神事如例、旬白杖基定(89)・御幣守弘(90)・散米徳

繼、(91)旬日並朝夕、朔御供、本六種、見參社司、家徳・延祐・家久・

時勝・延胤・祐前・祐風・祐松・祐勝・中臣氏人、祐弥・延光・延俊、

大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師

和・家統、不參社司、祐識(92)・祐文・祐仲・延盛、各故障、

一、今日(93)一日、夕崎座觀世大夫(94)參上社頭遊之、抑今日夕崎座參上(95)

自拝殿社家出仕砌被申云、惣領ノ藤若觀世大夫ハ、為勸進在国也、庶子京

ノ觀世(96)者輕服也、仍可參上体無之上者、可為闕如旨被申之、(97)

人(98)沙汰(99)社家評定云、薪猿樂者当国猿樂国役也、有限神事也、依之、先

年坂戸座金剛大夫在国之時、別ノ座ヲ相語テ勤仕条分明也、殊夕崎座音

阿弥(100)令下向テ、於南大門遂其節上者、彼音阿可參上之旨、為拝殿

堅可被加下知之由返答之、則被加下知之処、老骨數番可沙汰事難叶候由

申之、重下知云、誠老体難洪有其謂、隨其時宜可被故実、先可參勤之旨、

種々加下知間、今日音阿ミ參上、則五番勤仕之、(84)

一、二日、鴉座法正大夫參上、社頭、

一、二日、学侶衆議狀到來、

春日祭移他季被施行事、無先規者無力事候哉、無先蹤之子細、京都御

注進可目出旨、学侶評定候也、恐々謹言、 五月二日 供目代好芸

兩惣官御中 若宮神主殿

一、五日、御節供御神事如例、日並朝夕、四種(101)節供(102)六種代、四種(103)西殿御節供代、神

戸(104)坂原、奄治、見參社司、家徳・延祐・家久・時勝・延胤・祐前・祐風・

祐松・祐勝・中臣氏人、祐弥・延光・延俊(84)・大中臣氏人、時憲・師種・

師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師和・家統、

一、今日樂所へ日並御供事、当月者正預方下行也、凡樂所下行日並者、

正月二日神主・三日正預・三月三日神主・五月五日正預・七月七日神主、

九月九日ハ、会式遂行之時ハ、三橋御節供ヲ兩惣官ヨリ下行之、若会式無遂行時ハ、七月七日ニ引繼テ、日並朝夕正預方ヨリ下行之、以上本式如斯、

爰去年ヨリ依門門音楽無之、仍正月二日・三日并三月三日不及下行間、今日五月五日始也、然者、今日始而可被下行由、於樓門令申処、当月正預下行之月也、先可有下行旨被申間、二御殿分則下行（85オ）於不可依月々各度上者、今日正預方下行尤不審也、

一、十一日、旬御神事如例、白杖・御幣・散米北郷神殿守□□□□、旬日並朝夕、本六種・本六種・見參社司・家徳・延祐・家久・時勝・延胤・祐前・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・師種・家興・時綱・家益・師詮・時隆・家統、

一、来十七日若宮祭礼必定云々、則自学侶衆議之状到来之、

一、十六日、若宮祭礼夜宮神供等、日並御供ニ連続シテ備進之、願主等社参如例、

一、十六日、夜宮田楽頭屋ノ御幣、晚景ニマイル、頭人宗聚善教房、（85ウ）・寛俊善恩房、兩方ノ御幣八本、各四本充・軾二端、各一端充、本社分就神供備進ノ当番一薦八条権預祐識拜領之、代官祐松啓白之、若宮分御幣二本・

軾二反彼神主拜領之、凡連日ノ大雨以外也、

一、十七日、若宮祭礼如例、去年分也、依寺訴延引之、

先十七日寅題出御、別会所ノ催并乱声等如例、催ノ使ハトカメ也、先初度ノ催ノ時、若宮方昨日ノ番ノ神人役ニテ、兩惣官并社司・氏人ノ參籠宿所等悉、并談義屋南北ノ兩座神人ノ座ニ、初度ノ案内ヲ申之、（86オ）・

催ノ時、又如先社中相触テ、初度ノ乱声ラス・ム、第三度ハ乱声ハ出御ノ時也、第三度ノ案内ノ時、又社司・氏人宿所之悉相触之、第二度ノ案内ヲ聞テ、社中用意シテ、第三度ノ案内ノ後ニ、社家出仕之、各着拜殿円座、

于時若宮常任来テ申云、社家悉御出仕候哉、可奉成御出云々、此条規式如斯、爰当年事、十七日寅題、既成時剋之処、不申案内、暫アリテ初度ノ案内ヲ大宿所并墨絵屋へ申之、大宿所ニハ神主代參籠、墨絵屋ニハ正預代參籠也、仍兩所申之、船戸屋ニハ氏人祐弥參籠、松屋ニハ時憲・師種・師淳・家興・時綱・師詮參籠之、此兩所ハ案内ヲ不申之、（86ウ）・墨絵屋ハ案内ヲ聞テ、面々出仕拜屋、爰評定云、三ヶ度案内ノ事、社司・氏人參籠所悉ニ相触ハ、古今先規也、而今曉無其儀条如何哉由相尋、番神人安永申云、兩惣官ノ御宿所ハカリハ案内ヲ申候、於自余社司・氏人御屋者、曾以無先規由申之、此条以外緩怠也、雖然、既出仕之上、臨期違乱無勿体間、追而可有糺明云々、

出御行烈次第

先松明二行南北末神人四人燭之、松ハ五十把充、兩惣官ヨリ下行之、

次散所神人、

次御体、役人若宮神主祐勝、束帶、下役下預常住春職、

三方神人等前後ニ供奉之、

次社家供奉之、

次案内、奏慶雲葉、

次衆徒、

次雜人、

馬場殿ノ殿内御祓祐勝勤仕之、但代官ニ祐前勤仕歟、大麻一本、散米折櫃ニ入テ、

木守沙汰進之、春職取次テ、持參之、御祓ノ後、奉安置、御体訖、御簾

役ハ、当參ノ末座ノ社司役ナリ、神宮預祐松衣冠、參勤之、常住来テ御簾

ノ御役ト勤時分參之、御体殿内へ入給時、御簾ヲ上テ、其後退出之、祐勝

殿内ヨリ（87ウ）出ル時ハ、祐勝アケテ出也、末ノ社司ハイロハス、

次社家着座、

東床在差庭、大中社司・氏人、

西床在差筵、中臣社司・氏人、

若宮神主ハ、御殿ノ階下、差筵、松明百把、木守沙汰也

次御燈呂懸之、木守所進

次御前松明二行ニ燒、木守沙汰

次別会五師奉幣在之、延恩房宗秀、氏人祐弥御幣ヲ取次テ、祝師祐勝ニ渡之、

祝申後、奉獻春職、

次拜殿巫女出仕、御子舞并白拍子以下舞之、此時御(88才)□神樂、菓子大小、

瓶子、一盃、銚子・鍬等木守沙汰進之、

次御神樂以後、面々退出之、

一、辰剋、社家出仕之、拜殿巫女出仕之、御子舞・白拍子舞之、渡物ノ時分退出之、

渡物次第

先白杖并御幣五本此内四本ハ本社分、赤衣仕丁捧之、

次十烈、東帶、次日使、

次楽人、郷御子、拜殿、次巫女、

次細男、東タイコノ北辺ニイ之、次日使參御前、

次巫女着座、東郷御子、西拜殿、次猿樂四座、二村ニ參之、

次日使奉幣、祝師祐勝直ニ請取テ、祝申之、奉獻春職、

次御棚打敷々之、生絹一幅、

次御供伝供、左右ノ楽屋三十天楽ヲ奏之、

階上左方、正預延祐、階下、家久・延胤・祐松、

階上右方、若宮神主祐勝、階下、時勝・祐前、

神主家徳雖令出仕、老体之間、不合期之故、不立所役、

一、次十烈乘馬、在歌、次東舞、

次馬張、在隨兵、次競馬、

次流鏑馬、在隨兵、次振鉞、三節、

次四舞、在隨兵、次細男、

次猿樂舞之、四座、次田楽兩座打入本座東、新座西

次田楽ノ御幣奉幣之、神人請取テ、祐勝ニ獻、祝申之後奉獻春職、

次競馬逐之、次社家退出之、

次陵王、納曾利、

次流鏑馬射之、次社家又出仕、

次散手、貴徳此時分ニ御供奉下、

次立合、次相撲、

次拔頭、次落尊、

次還御、奏還城樂、

行列如出御

見參社司、神主家徳・執行正預延祐・權神主家久・新權神主時勝・次

預延胤・權預祐前・神宮預祐松・若宮神主祐勝、各東帶、不參社司、權

預祐識輕服・加任預祐文・權預祐仲・同延盛・同祐風、各故障

一、連日大雨之間、今日雖止雨、渡物路次以外也、爰東床ヨリ以拜殿沙汰

人清光被牒送云、路次惡之間、拜殿巫女渡物以外候、以別儀歩ノ板(89才)

可被敷之旨、可牒送別会方候、此条如何由云々、(90才)西床返答云、(前)儀

ハ度々例也、而歩ノ板事、無先規之上者、難申意見云々、雖然、東床

評定トシテ、牒送于別会所之處、無先規之間、修理所不可隨其儀候歟、

不可叶云々、

一、若宮御体御神四手紙、水原廿枚、就役人祐勝下行之、

一、松明五十把、南郷座へ自正預方下行之、神主方同前歟、

一、廿一日、旬御神事如例、白杖以下北郷神殿守參勤之、

旬日並朝夕、四種、見參社司、家徳・延祐・家久・時勝・延胤・祐前・

祐風・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・

師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆、(x)

一、今日評定云、去十七日若宮祭礼出御案内事、社家之宿所々へ悉申之

条先規也、兎角及異儀之条、緩怠之至極也、彼番神人安永可被止出仕

旨、以兩職事申送若宮神主、祐勝、方畢、返答云、意得申候、可加下知云々、

一、廿二日、若宮方神人等以使節社務若宮神主、方、申入云、祭礼案内事、

□惣官ノ御宿所ノ外、不申入条先規候、此上者、於安永者、御免候様、

為御社務御披露惣社候者、可畏入云々、返答云、此条先規相違也、然

者、曾不可有承引上者、披露不可叶云々、其後条々雖歎申入、無取次

披露云々、

一、六月一日、旬御神事如例、白杖頼春南郷二・御幣春主同三・散米春富、

同四、旬日並朝夕、朔御供、本六種、見參社司、家徳・延祐・家久・祐識・

時勝・延胤・祐前・祐風・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、

大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師

和、

一、今日出仕之時分三、若宮神主方ヨリ職事神人ヲ座中ノ使節安憲二相副テ、

於樓門披露シテ云、祭礼案内事、惣座神人等申趣者、兩惣官ノ外ハ、不

申入之由、相存之処、社家御記分明之由被仰出之上、又近年儀無異論

上者、悔先非歎申候、向後者、三ヶ度ノ案内任先規、云社司云氏人、

御參籠御宿所悉ニ可申入候、此上者、可蒙御免之由歎申候、則使節安

憲ヲ相副テ牒送申候、且可為如何哉之由令申、返答云、向後事領狀申

上者、御披露趣意得申之云々、其後以兩職事申送、若宮神主方云、案

内事、悔先非歎申入上者、出仕事可被免除候、尚々向後事無違乱之様、

可被加御下知云々、則安永出仕免除畢、

一、今日法蓮御幣無沙汰之云々、

一、三日、惣社会合、於神主私館在之、

一、十一日、法蓮御幣備進之、依為御供以前、就昨日当番正預代官祐松

啓白之、

一、十一日、旬御神事如例、白杖・御幣・散米以南郷・神殿守等勤仕之、

旬日並朝夕、祝園本六、公方本六、見參社司、家徳・延祐・家久・祐

識・時勝・延胤・祐前・祐風・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・

延俊、大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時

隆・師和、

一、今夜亥廻、於若宮拜屋、延年一反在之、遊僧・白柏子〔柏〕・乱拍子〔章〕等舞

之、管絃者以下參之、大夫公憲秀水坊、興行之云々、社家輩ハ直垂ニテ、杉

ノ本ニテ見物之、希代見事也、杉本ハ遠ヲワルシ、向後者御前ニ着座シ

テ、見物可然也、

一、十四日、祇園会在之、

一、廿日、修正執行之云々、

一、廿一日、旬御神事如例、白杖春主南郷二・御幣春直四・散米春景同五、

旬日並、四種等、見參社司、家徳・延祐・家久・時勝・延胤・祐前・

祐風・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・

師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師和・家統、

一、今日御神事時分、職事披露シテ云、去十一日被加御下知候法蓮御幣遅々

龜品事、彼祈禱師春恩南郷・春職若宮、兩人申合問、則罷向問答之処、

講衆等申趣、料田有名無実之問遅々延引、如形備進申候、涯分致計略

其子細可申入候由、御請ヲ申候云々、〔93ウ〕凡此幣ハ、往古以來備進之御幣也、

自然無沙汰之輩在之時ハ、為社家公事神人ヲ許可シテ催促之由、旧記分

明也、

一、廿七日、衆徒山入在之、

〔白紙〕

一、寛正五年甲甲、七月一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、旬日並朝夕、

朔御供、公方本六種、白杖基定北郷一・御幣德繼同三・散米吉実同四、

見參社司、神主家徳・執行正預延祐・權神主家久・權預祐識・新權神

主時勝・次預延胤・權預祐前・權預祐風・神宮預祐松・若宮神主祐

勝、中臣氏人、治部少輔祐弥・中務少輔延光・散位延俊、大中臣氏人、民部大輔時憲・宮内大輔師種・刑部大輔師淳・中務大輔家興。民部少輔家益・大藏大輔時綱・宮内少輔師詮・時隆・師和・家統、不參社司、加任預祐文・權預祐仲・權預延盛、各故障、^(95才)

一、七日、御索餅御神事如例、兩惣官代官以下參勤之、正預代社司衣冠、^(95才)

一、七日御節供御神事如例、御供六ヶ度^{音楽在之、}日並朝夕、四種^{節供六種代}

四種^{西殿ノ代}神戶、櫛本庄以上、見參社司、家徳・延祐・家久・祐識・

時勝・延胤・祐前・祐風・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、

大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・家統、

一、今日一御殿日並朝夕、神主方^{ヨリ}下行樂所畢、^(95ウ)

一、櫛本大庄御飯鹿品之間、不可然之由加下知了、

一、十一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、旬日並朝夕、本六種、本六種、

白杖基定^一、御幣守弘^二、散米吉実、^四見參社司、家徳・延祐・家

久・祐識・時勝・延胤・祐前・祐風・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・

延光・延俊、大中臣氏人、時憲・師種・家興・時綱・家益・師詮・時

隆・師和・家統、

一、十二日、神主廻文到来、^{使者北郷職事神人也、}

就御讓位事、為雨風御祈禱、殿下御奉書如此、子細見彼面候歟、仍

番張一紙織進之候、無相違候者、各可令加奉給候哉、恐々謹言、^(96才)

七月十二日 神主家徳

謹上 正預殿并權官御中

追申、若宮神主殿同有存知給候、重謹言、

定 御讓位風雨御祈禱結番事、

一番 神主 若宮神主^奉

二々 正預^奉 次預^奉

三々 權神主^奉 大西權預^奉

四々 八条權預^奉 下權預^奉

五々 新權神主^奉 大西新預^奉

六々 加任預^奉 神宮預^奉

七々 慈性院權預^奉

右、自來十三日迄十九日、一七ヶ日之間結番次第、各無懈怠可令參勤

給之状、如件、

寬正五年七月十二日

來十九日可有御讓位、無風雨以下難之様、自同十三日一社一同抽丹誠、

可致御祈禱之由、繪旨如此、早可令存知由、殿下御気色所候也、仍

執達如件、

七月十日 修理大夫頼弘^奉

謹上 兩惣官御中 私云、繪旨、不下云々、^(97才)

一、十五日、御節供御神事如例、御供三ヶ度、日並朝夕并乙木庄、見參

社司・氏人、去十一日^二同之、

一、十九日、御讓位御祈禱御卷進上之、

一、今度御讓位衣服用途事、就神主職二千疋可進上之由、御執奏御奉行

^{于時広橋中納言殿、}被仰出聞、先規不覺悟之由申上之、而去応永十九年御讓

位之時、神主進上之、但歎申入聞、五百疋^{ニテ}被閣之云々、其時神主

^ハ師盛卿也、^(97才)然者、武家御師、御礼分^ニ混乱歟、上古更不承及次第也、

其上當職事、當時有名無実也、可有御免之由、種々雖歎申入、全分御

免不可叶由、被仰出之間、式百疋分^ヲ進上之、此条修南院殿^ニ被談合

申云々、正預方^ハ一向不及沙汰者也、武家御師^{師淳、モ}不及沙汰云々、

一、廿一日、旬御神事如例、御供四ヶ度、旬日並朝夕、四種、白杖基定・

御幣德繼・散米吉実、見參社司、家久・祐識・時勝・延胤・祐前・祐

風・祐松、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・師種・

家興・時綱・家益・師詮・家統、不參社司、家徳(服)・延祐・祐文・祐仲・延盛(各故障)・祐勝、(服)・祐葉

一、今日上役物官不參之間、權神主家久(東帶)、勤仕之、若宮神主祐勝不參之間、為上役家久若宮殿へ參之、旬御供備進之、祝申後退出之、祐松、為末座役分參勤之、仍下役并朝御供備進シテ祝申之後、帰參于本社畢、若宮神主隨身之氏人家益一人祇候シテ、夕御供并四種御供備進之、祝申之也、且氏人勤仕先例也、(98ウ)

一、八月一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、旬日並朝夕、朔御供、公方本六種、白杖春主(南郷二)・御幣春富(同三)・御散米春直、(同四)、見參社司、家徳・延祐・家久・祐識・時勝・延胤・祐前・祐風・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師和・家統、不參社司、祐文・祐仲・延盛、(各故障)

一、今日若宮殿ノ旬盛タル蓮崩テ、大床落御、以神人申送御供所盛直畢、仍若宮殿ノ御供クエス、可有御意得由、任例以常住神殿守(于時上番)申送于本社之処、宗時(カ)□□ニ、(マ)号三郎、於本社申之、但樓門ニ社司御着座(99オ)ノ□□ニ立ナカラ件子細ヲ申之、此条以外緩怠候也、仍本社ノ社司等、以兩職事若宮方へ申送云、今日御牒送使節神人(マ)、樓門ニテ乍立令披露、不及御返事承退出之、此条緩怠之至極也、且無先規、早可被止出仕之由申送畢、神宮預祐松為末座役祇候若宮、帰參于本社之後、重而評定云、乍立披露緩怠不能左右、以常住宗時、於若宮蒙御下知、直ニ子細ヲ請取ナカラ、代官ヲ召仕条、緩怠自由至也、同可被罪科哉、云々、爰社司評定云、宗時乍蒙御下知、差進代官之条、自由至也、代官科条ハ不可通正員之条通法也、雖然、今日儀非公事緩怠、当座(99ウ)使節緩怠也、於宗時者、就惣別無緩怠仁体也、且堅歎申間、以別段之儀被優免訖、至、者緩怠至極上者、可被止出仕之由、重而以兩職事申送若宮

神主方訖、九月四日免除之、
一、今日一日、自 大乘院家恒例八朔、御幣壇紙一束・白布一端被進之、述啓白拜領之、

一、六日、季行事状到来、
御八講事、自来月四日執行旨治定候、仍社司・氏人交名事、急可示給候者可目出候、就其、神馬・軾等事、如先々可被用意候、可為珍重之由、評定候也、恐々謹言、(100オ)

八月六日 季行事会合衆等

兩惣官御中

若宮神主殿

一、十一日、旬御神事如例、

一、十七日、神主廻文到来、御幸御祈禱事也、
(長者景案)

来廿三日可有 御幸始、無風雨以下難様、自同十七日一社一同抽丹誠

可致御祈禱之由、

院宣如此、早可令存知之旨、殿下御気色所候也、仍執達如件、

八月十五日

修理大夫頼弘(奉)

兩惣官御中

私云、院宣未到来、

定 御幸始風雨等御祈禱事、

一番 神主(奉) 若宮神主(奉)

二番 正預(奉) 次預(奉)

三番 權神主(奉) 大西權預(奉)

四々 八条權預(奉) 下權預(奉)

五々 新權神主(奉) 大西新預(奉)

六々 加任預(奉) 神宮預(奉)

七々 慈性院權預(奉)

(101オ)

右、自今日^{十七日}、守結番次第、各無懈怠可令參勤給之状、如件、

寛正五年八月十七日

一、廿三日、新^(後花園)院御幸^(足利義政)室町殿云々、関白殿^(持通)・室町殿^(一条殿)・諸公御卿

供奉云々、

一、廿一日、旬御神事如例、旬日並朝夕、四種等、白杖春直^{南郷}・御幣春

景^{同六}・散米春房^{座頭一}、見參社司、家徳・延祐・家久・時勝・延胤・

祐前・祐風・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・

師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師和・家統、^(101ウ)

一、今日神殿守三人可參之処、二人參勤也、仍^(一)札明之^(一)、一^(一)萬春前^(現病)・

二^(一)萬頼春^(現病)・三^(一)萬春主^(遠忌日)・四^(一)萬春富^(田舎在庄)、於春前者、每度号

現病条不審也、以宝印捧告文者、可^(一)閣由下知之^(一)、以告文歎申間被^(一)閣

之、頼春重病無其隱、春富不參併緩怠也、不可然、則止出仕畢、

一、廿四日、辰市八幡宮夜宮如例、御神楽遂之、祐識參詣之、

一、廿五日、八幡宮頭役正預延祐勤仕之、但代物皆料四貫五百文、沙汰

所^(一)殿^(一)被渡之、仍一方頭人^{井戸二郎五郎子}、彼方へアツラヘテ、里^(一)御供之

様盛之、神宮分無之、背先規者也、所職人饗膳代一前別四十文充、正^(102才)

預殿へ沙汰進之云々、

一、九月一日、旬御神事如例、旬日並朝夕、朔御供、本六種等、白杖基

定^{北郷一}・御幣守弘^{同二}・散米徳繼^{同三}、見參社司、家徳・延祐・家久・

祐識・時勝・延胤・祐前・祐風・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、

大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師

和・家統、

一、四日^{ヨリ}御八講遂行之、季行事性舜房律師春覚^{河上}、故河上折戸三郎五

郎入道^(マ)、次男也、始東金堂衆也、當時持安堂衆也、一人季頭也、^(102ウ)

白妙御幣以下如例、祝師神主家徳・若宮神主祐勝、

免田御供并追物上分、満座酒上分如例、巨細別紙注之、見參社司、家

徳・延祐・家久・祐識・時勝・延胤・祐前・祐風・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・師和・家統、

一、第二日^{五日}、御八講如例、

一、第三日^{六日}、御幣役家徳・延祐・家久・祐識勤仕之、今日御衣上分ノ

次、副曳上分殿別五貫文充進之、神馬如常、社家本曳物、如先々曳之、

副曳社司十三人各五貫文ツ、氏人十四人一貫二百五十文ツ、曳之、

送文等久留美ノ積ニ入置之、

一、第四日^{七日}、御八講如常、^(103才)

一、第五日^{八日}、庄御供如例、御幣役家徳・延祐・家久・祐識勤仕之、今

日満座酒上分、本社分四鍬也、若宮二鍬也、委細御八講方ノ日記ニ在之、

一、九日、会如例、仍三橋庄御節供一・二御殿分、両惣官下行在所畢、

一、九日、御節供御神事如常、日並朝夕、四種^{節供六種代}、神戸・小田中・

三橋・吐田等、西殿^(一)年貢未済之間、相当神供^(七)八種^(一)来十一日可令

備進之由、今日披露之、仍九・十萬相待者也、見參社司、家徳・延祐・

家久・祐識・時勝・延胤・祐前・祐風・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・

延俊、大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時^(103才)

隆・師和・家統、

一、十一日、旬御神事如例、御供六ヶ度、旬日並朝夕、祝菌本六種、公

方本六種、西殿御節供代八種、白杖基定^{北郷一}・御幣守弘^{同二}・散米徳繼、

三^同見參社司、家徳・延祐・家久・祐識・時勝・延胤・祐前・祐風・祐

勝、両氏々人九日^二同之、

一、今日八種依為西殿御節供代、去九日分^二九・十萬給之、

一、今日^{十一日}、若宮旬御供樂所^番出之、凡每月廿一日ノ若宮旬^(一)、權官

拝領也、毎月廿一日樂所下行ノ旬^(一)、權官等所出也、仍若宮神主^モ權官

所出^二准^(一)、權官^{十人}、一巡出後、若宮神主一句出之者也、爰去年^{癸未}十二

月廿三日、依寺訴社頭并七大寺閉門、同廿四日 御動座、当年^{甲申}四月十三日開門 御歸坐也、其間^(104才)自正月一日至四月十一日音樂無之、仍所出兩惣官^{四ヶ月}・權官^{三ヶ月}無之、然者、若宮神主^ノ所出^モ、三ヶ月可令延引者歟、雖然、於^レ当^レ旬、相当^レ中^レ十^レヶ月之間、如恒例先出之云々、

此趣且可為何様候哉由、若宮神主代披露之、此条非其謂歟、但去宝徳年中依 御動座閉門、數月音樂無之、雖然、中^レ十^レヶ月通^{ニテ}若宮旬御供出之、^{于時若宮神主祐村、}所詮、代々閉門并御入路之時、每度被止音樂者社例也、早被撰代々記錄、重而可承之旨、社司等評定返答訖、

一、十二日、南郷二藤神殿守頼春死去、仍春主伝任二藤職、新神殿守春房云々、但母^ノ重服也、且重服中拜任神殿守者、今度初例^(104才)、

一、十三日、東大寺伝害会遂行之、田楽頭安樂坊云々、

一、十四日^{ヨリ}祐識当番代官祐弥參勤之、

一、十四日、撰州吹田ノ産靈宮、祐識參詣之、十五日師子窟寺參詣之、十六日歸宅畢、

一、廿一日、旬御神事如例、旬日並朝夕、四種等、白杖基定・御幣守弘・散米德繼、見參社司、家繼・延祐・家久・祐識・時勝・延胤・祐前・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・^{祐夏}大中臣氏人、師種・師淳・家興・時綱・家久・師詮・時隆・師和・家統、^(106才)

一、廿二日、神馬事在之、

一、廿一日、自安位寺殿御綿上分一屯被遣之、延^(經覽)啓白拝領之、

一、廿二日、伝奏御奉書以袖留木大進房使者付遣之、

二星合變異候、仙洞并室町殿御祈事、今日^{廿日}可令致丹棘之由、可令下知一社給、不祓本宿者不可有結願之儀由、日野大納言殿御奉行所候也、恐々謹言、

十月廿日

修理大夫忠弘^奉

謹上 兩惣官御中

此御奉書、廿二日一社会合之砌到来之間、不及廻文^(106ウ)結願日限無之上者、任先例就当番、各可令祈念由、惣社評定訖、^(106才)

(白紙) 一、寛正五年^{甲申}十月一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、旬日並朝夕、朔御供、本六種等、白杖春主^{南郷}・御幣春富^{同三}・散米春直^{同四}、見參社司、神主家徳・正預延祐・權神主家久・新權神主時勝・次預延胤・權預祐前・神宮預祐松・若宮神主祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・祐夏、

大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師和・家統、不參社司、權預祐識・加任預祐文・權預祐伸・同延盛・同祐風、

一、十一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、白杖^{春主}・御幣^{春直}・散米^{春富}、見參社司・氏人等朔日^ニ同之、^(107才)

一、廿一日、旬御神事如例、

一、廿二日、神宮預祐松、為小坂算用催促上洛之、

一、廿一日、刑部大輔師淳子息^(子ノ師順)誕生之、^(107才)

一、十一月一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、旬日並朝夕、朔御供、本六種等、見參社司、家徳・延祐・家久・時勝・延胤・祐前・祐風・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・祐夏・延俊、大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師和・家統、

一、三日、維摩会 勅使御迎事、以職事神人、自正預方相触之、但廻文并支配狀無之、

維摩会自來十日始行、仍前日御參向之御迎入夫・伝馬事、任例可令下知給之由、南曹弁殿仰所候也、仍執達如件、^(108才)

十一月二日 左衛門尉秀親^奉

謹上 春日兩惣官御中

追申、

来九日未明御参向之間、八日早々京着候様、可得御意候、千万
八日参着候ハテ、不可立御用候也、

折紙
一、通進之候、人夫ハ如先例五人分、可被進納候、伝馬ハ以代物可被進
納一疋代三十疋候、付廻可沙汰給候也、恐々謹言、

十一月二日

秀親

兩惣官御中

一、六日、正預方廻文在之、来十一日祭礼事、上卿御使等未領状之間、
延引次支干云々、

一、八日、南曹弁殿人夫・伝馬如例進之、但伝馬一疋代三百文進之、九
日御下向之、

一、十日、ヨリ維摩会始行之、

一、十一日、旬御神事如例、旬日並朝夕、祝園本六種、公方本六種、申

御供等備進之、見参、家徳・延祐・家久・祐識・時勝・延胤・祐前・
祐勝、中臣氏人、祐弥・延光、大中臣氏人、時隆・師淳・師種・家
興・時綱・家益・師詮・師和・家統、

一、今日於御前伝奏御奉書披露之、

星合御祈禱事、来十五日可結願給之由、日野殿所候也、仍執達如件、

十一月四日

修理大夫忠弘

謹上 兩惣官御中

来十五日、公武御卷数二本可送進之由、評定也、

一、十三日、維摩会ノ延年在之、講師東北院禪師御房、田原坂上、
白土、等遂行之、

一、十四日、雨降間延年無之、

一、十五日、延年在之、

一、十六日、延年在之、

一、十八日、祐識参籠社頭、以前千日参籠不足、漸々令参籠繼之由存者也、

一、十八日、藤章母一昨日^{十六日夜}死去之間、折節藤章在京之間、十七日
告上之処、十八日下向之、直^二社頭西向へ来之、雖为重服、不穢重服

者如輕服^{見服紀令}、間、雖為春日祭精進中、祐識令対面^テ合言畢、殊祐識
祭礼上役人也、

一、十九日、学侶衆議之状到来、

撰州守護方段銭事、社領兩牧務為守護方入配符、可及強入部由、百姓
等注進候、然者、社領不可有正体候間、神用忽可闕怠、頗以外事候^{109ウ}間、
当月春日祭・若宮祭礼令抑留、可及大訴旨一諾之上者、来廿三日春日
祭不可有施行之旨、学侶評定候也、恐々謹言、

十一月十九日

供目代專覚

兩惣官御中

若宮神主殿

衆議之趣注進京都畢、^{〔追筆〕}
不及注進之、

一、十九日^{亥刻}、自京都神宮預^{祐松}、方書状到来、南曹弁殿へ参之処、春日祭
事、上卿・弁・近衛使等于今無領状之間、来月十七日可被遂行之由、
被仰出之云々、来月初支干、^{〔110ウ〕}院御前三ヶ御会^{詩歌}管絃^{管絃}在之間、面々御指

合、仍十七日云々、南曹□以長者宣可被仰下之由、被仰之云々、内々
可存知之由申下間、京都儀御延引之処^三、寺門又抑留注進、不可符合之

間、廿日早朝^二学侶沙汰人方へ内々披露之処、以書状可披露之由被申
之間、付書状畢、

就御寺訴、来廿三日春日祭可有御抑留旨、牒承候、雖然、来廿三日事、
上卿已下依難洩、不可被遂行之由、奉行弁被申候、其子細昨夕内々自
京都申下候、於京都者既延引処、自社家者抑留之由注進段、事儀相違、
且陵爾之基候、於社家所存者、依奉行^{〔111ウ〕}弁之無沙汰、上卿已下 勅使
被難洩候条、以外事候上者、来廿三日上卿已下無御参向者、先令放氏
奉行弁、并理運 勅使遁避之体、注給御名字可及放氏之由、御申可然

候哉、不然者未來之祭礼闕如無疑候歟、但宜可為御衆議候、以此旨可有御披露御集會候、恐々謹言、

十一月廿日

延祐
家徳

供目代御房

來廿三日之外者、於当月者無支干之間、今月〔^(11ウ)〕祭礼闕如、為以
後無勿体候歟、

一、廿日、衆議狀到來、

当月春日祭事、諸色依不成立、來月可有延引旨、自京都被仰下候云々、
他月例少々雖其證候、非例之上者、当月必以可有施行通、以飛脚可有
御注進候、万一寄事於左右延引候者、弁・上啓・諸役人可及放氏之沙
汰候、不被処越度様、可有其沙汰由、学侶評定候也、恐々謹言、

十一月廿日

供目代專覚

両惣官并若宮神主殿

(白紙)
一、廿一日^(112才)庚午、旬御神事如例、旬日並朝夕、四種、午日御酒等備進之、
見參社司、家徳・延祐・家久・祐識・時勝・延胤・祐前、中臣氏人、
祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家
益・師詮・時隆・師和・家統、

一、若宮神主祐勝不參之間、神主家徳參勤之、則御役以後退出之、祐前
朝御供備進之後、參若宮、

一、午日御酒備進^(113才)、音樂^(112ウ)、在之、其式如例、一御殿御看正預延祐、^(113ウ)
早出^(113ウ)、一々々權神主家久、三々々權預祐識、四々々新權神主時勝拝領之、
延胤分、無之、氏人同無之、酒土器計居之、勸盃役、^(113ウ)
南郷酒殿春經代官、北郷、

一、廿一日^(113ウ)夕、長者宣到來、

祭礼事、自奉行職事如此御下知候、更非御等閑儀候、上卿・使等闕如
之上者、以他月之例可被遂行候、先規無相違之間、其旨可被存知給之
旨、南曹弁殿奉行所候也、仍執達如件、

十一月十九日

左衛門尉秀親

謹上 春日兩惣官御中

春日祭上卿・使等闕如之間、來廿三日延引畢、以他月例、來月十七日
可被遂行、可有御下知社家旨、内々其沙汰候也、恐々謹言、
〔^(114才)〕

十一月十七日

宣胤

左大弁宰相殿

当月祭礼有延引之由、被仰出候、殊驚人候、適雖他月例候、依天下觸
穢等之儀、無力延引候、上卿・御使以下、依自由之御故障御延引之条、
神襟難測候上、如此之儀、併御奉行弁殿御無沙汰之故候間、來廿三
日諸式無御下向者、就奉行中御門弁殿、可放氏申之由、寺社一決畢、
上卿已下理運御方御難洪候者、被注下御名字、同可放氏申之趣、議定
候、一昨日寺門衆議狀進上仕候、委細見彼面候哉、以此旨可有御披露
候、恐々謹言、
〔^(114才)〕

十一月廿一日

春日執行正預延祐

神主 家徳

謹上 宿院御目代殿

一、廿三日^(115才)午廻、南曹弁殿御返事到來、

当社祭延引事、被申趣付奉行職事、則御披露之処、重如此被仰出候、
勅定之旨、更非御如在之儀候、其故者、上卿・使等兼日御問答雖被
尽事候、故障之間、所被申非自由之子細等候、仍無力延引事候、他月
事、先規無相違之上者、強非陵爾之御沙汰候歟、旁以無違乱之様、可
有御下知之旨、被仰出候、^(115才)仍此子細同御下知寺門候由、仰所候也、恐々
謹言、

十一月廿二日^{午題} 左衛門尉秀親

謹上 春日兩惣官御中

追申、此一通可被伝達寺務辺候也、

春日祭延引事、自社家申注進状則令 奏聞候了、所詮、今度之儀、上卿并使等各依故指合無力延引了、雖社家申入候之趣其謂候、於公私更無疎略之儀候、然猶廿三日可被遂行之由申候歟、已明日事上、此間御問答不事行上者、於于今誰人可存知候哉、他月例數々度上、各⁽¹⁶⁾指合之上者、可存無為之儀之由、可然様可有御下知寺門・社家之由、被仰下候也、恐惶謹言、

十一月廿二日 宣胤

左大弁宰相殿

追啓、

社家申状云、廿三日猶不被遂行者、可為奉行之無沙汰候云々、何様事候哉、此間御問答不事行候、為奉行者以 御点相催計、自七月初此于今致辛勞、每日令馳走之處、結句及無理之御沙汰候、驚入候、可然様⁽¹⁶⁾可有御下知候哉、
一、廿三日、春日祭延引畢、祭方御供少々備進也、於祭礼者、来月^{十二月}十七日可被遂行云々、
一、廿三日、京都御返事披露寺門畢、

一、廿六日、若宮祭礼夜宮式如例、流鏑馬頭人五人、^{散在}一人^門田樂頭人西南院^(マ)脇坊^(マ)本社田樂御幣兩座分御幣八本・軾二段、就其⁽¹⁶⁾十六日当番社司權預祐識拜領之、若宮御分二本・二段、就彼神主拜領之⁽¹⁶⁾一、廿七日、若宮祭礼遂行之、寅剋 出御、御体役彼神主祐勝、三ヶ度案内、若宮番神人、社家御宿所、社司・氏人御方へ悉申入了、面々群參之後、奉成御行畢、祭礼式每事如常、見參社司、神主家徳^{早出}・正預延祐^{伝供}・^{左方}權神主家久^{階下}・^{右方}權預祐識^{階下}・^左新權神主時勝

方・次預延胤^{右方}・神宮預祐松^{左方}・若宮神主祐勝^{右方}・中臣氏人、祐弥・延光、大中臣氏人、師種・師淳・家興・時徳・家益・師詮・時隆・師和・家統、

一、廿八日、後日見物雜人之内、神殿守東飯屋間^{ニテ}喧嘩出来之、庭中血氣在之、於即休者、他所引出^テ死去云々、仍血氣在所^{神前}并死所共以可被遂清祓旨、牒送寺門畢、仍血氣在所先遂清祓了、祭物三貫三百文、以衆徒切文於唐院請之、

一、十二月一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、旬日並朝夕、朔日御供、本六種等、白杖春主^{南郷二}・御幣春富^三・散米春直、四・五、見參社司、家徳・延祐・家久・祐識・時勝・延胤・祐前・祐風・祐松、^{祐勝}中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・師種・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師和・家統、

一、十一日、旬御神事如常、
一、十一日、南郷牧務名主職事、自寺門被申付氏人延光畢、
一、十七日、馬場殿血氣清祓料物三貫三百文、任衆徒切文旨、唐院^{ニテ}請之、三方常住罷向^テ、遂御祓畢、

一、十七日、春日祭遂行之、本月^ハ上卿以下御故障之間、延引畢、上卿西園寺正二位大納言実遠卿、弁^ハ柳原右小弁尚光、近衛使冷泉少将為広、上役權預祐前^{第七}、副役神宮預祐松、氏人延光、祭礼式每事如常、

一、廿一日、旬御神事如例、
一、廿三日、山城国祝蘭庄内峯松名御奉書到来、^{御奉書案}春日社領山城国祝蘭庄之内峯松名事、度々御成敗之処、菱田違乱不休間、為地人追扨云々、被聞食候訖、⁽¹⁸⁾如元可被全社家所務之由、被仰付候、仍執達如件、

寬正五 十二月十二日

^(殿尾)之種判
^(殿尾)判 貞有

辰市殿

御奉書案

春日社領山城国祝園庄之内峯松名事、度々御成敗之処、菱田違乱不休問、為地人追払云々、如元可令社家之所務之旨、被成御奉書訖、可存知之由候也、仍執達如件、

寛正五年
十二月十二日

之種判
貞有判

当所下司殿

(本紙欠失)

(春日大社所蔵「社家筆蹟」祐識ヨリ補フ)

「一、加州小坂西方へ前代官喜阿法師并嵯峨宝性院、号有故祐藤借物、

相語小寺次郎左衛門尉、去十一日乱入于当庄云々、章主在庄之処、

政所屋ヲ可渡之由、度々以使者雖令申候、於政所屋者不渡之由、章

主注進廿日到来京都宿云々、仍訴申入公方之処、被成下御奉書訖、

春日社領加賀国小坂西方事、為不入之地度々被成御成敗之処、近日

号借物方、得他人之語令乱入云々、」(後欠)

長者宣案

当社正下遷宮 勅使供給雜事等事、早任先例、充催本神戸以下負所

社領、可令致其沙汰、政所下文遅々之間、且可令下知給候由、南曹

弁殿御奉行所候也、仍執達如件、

五月廿五日

謹上 春日両惣官御中

以上、段別廿五文ツ、五文ハ雜掌分也、田数四十八反、

申子細テ無沙汰、

〔墨附百式拾枚〕社家 大東家伝来」

(切取りアリ、春日大社所蔵「社家筆蹟」二本紙ヲ収ム)

〔權預祐識判〕

(120ウ)

【補訂】正月六日条の切取り部分に相当する断簡が、春日大社所蔵「社家筆蹟」

延祐に収められており、以下のように修正する。前号一一八頁上段六行目「供目代御房」の後に(切断)と追加、次の断簡を挿入し、九・一〇行目の(四行分切取りアリ)をとともに削除。七日条第一項は18ウが元の位置になる。

賢木御動座・寺社閉門之上者、藤氏諸卿御参内、除目・節会等御出仕、

勅使・諸社神役以下、不可有御沙汰之旨、旧冬注進申入上者、定被相触申諸家候哉、万一寺社之評儀之趣於無承引体者、任例可奉放氏旨、満寺

牒送到来之、早任美正可被仰計候、以此旨令有御披露候、恐々謹言、

正月八日

春日執行正預延祐
神主 家徳

(元18オ)

謹上 宿院御目代殿

【訂正】前号掲載分の訂正を掲げる。

一一六頁上段八行目、一三一頁上段五行目…(誤) 祐父 ↓ (正) 祐文

一二二頁上段八行目、一三一頁下段二・二三行目、一三三頁上段一〇・一二二

行目…(誤) 抽留木・袖留木 ↓ (正) 袖留木

一二四頁下段五・八行目…(誤) 湯気殿 ↓ (正) 陽舜房

一二七頁上段九行目…(誤) 大西権預 ↓ (正) 大西新預

なお、大西権預、八条権預、下権預、慈性院権預

一二九頁上段一三行目…(誤) 十二月十二日 ↓ (正) 二月十二日

一三三頁下段一行目…(誤) 延後 ↓ (正) 延後

(120オ)

【解題】

個人蔵。袋綴一冊。二八・〇×二一・七センチメートル。本紙一二〇丁、古い修補表紙、新しい後遊び紙・後表紙。本紙に切り取り箇所あり。紙背文書なし。

記主の中臣祐識は、春日社家のうち正預を出す中臣氏の辰市家（時風流）で、正預従三位祐時の二男、文正元年（一四六六）九月二十二日に六十八歳で亡くなっている。臈次が上の大東家（秀行流）の延祐が康正二年（一四五六）より正預で、次位の権預として長く過ごした。兄祐村の子孫がなく、祐識の子孫が嫡流となっている。祐里から祐識へと改名しているが、読みは「すけさと」で変わらないだろう。本記の寛正五年（一四六四）には権預従四位上、六十六歳で最晩年の日記となる。

本記は寛正五年の正月一日条から十二月二十三日条までのほぼ一年分の日次記である。本記は清書本で、祐識は高齢であるが、紙背文書として伝わる祐識書状との比較からは、自筆の範疇にあるように見受けられる。冒頭に目録が付せられ、ここでは末尾に二十四日条「小坂守護乱入御成敗事」を掲げ、「夜御供」も大晦日の準備に関することであろうから、ほぼ年末まで備わっていたのであろう。二十四日条の一部となる断簡が春日大社所蔵『世家筆蹟』に収められており、前号収載の正月六日条の切り取り部分と併せて本号に掲載した。本年の南都の記録は、『経覚私要鈔』が五月から十月（五月一日から十月六日まで在京）、尋尊『大乘院寺社雑事記』が四月十三日（神木帰座）から九月および十二月十七日以降と、ともに欠失部分があり、本記はその間の動向を補う。⁴

本記の相当部分を占めるのが、神木動座に関する記事である。京都や興福寺と交わした文書も多数写され、神木動座としては最末期の事例を詳しく跡づけることができる。この時の神木動座は、前年末の十二月二

十三日に閉門、二十四日に移殿へ動座しており（『大乘院日記目録』『古今最要抄』六）、本年四月十三日に帰座する。本記正月十五日条に、伝奏日野勝光の使者吉田忠弘が下って「寺訴五ヶ条」に関する將軍の裁許をもたらししている。五ヶ条は「播州兵庫閔事・和州宇智郡事・内州山田庄事・山城田辺庄事・越前坪江郷内藤沢名事」とある。訴訟の内容は本記では詳しくないが、発端は『古今最要抄』六に、また尋尊編『神木動座度々大乱類聚』（国立公文書館内閣文庫所蔵大乘院文書）⁶は、年代記的な記述で概要を把握しやすい。先の五箇条に対応する部分を引用する。

四月廿六日、千部会修之、別会五師宗秀、今度寺訴毎事無為、兵庫閔細川船事、於向後者押而不可通之云々、坪江藤澤名事、如元被返付于大乘院家了、河内国山田庄返仏地院、山城国田ナへ庄返東院、当国民以下私反銭事、向後不可懸之云々、河口庄之内溝江郷放火事、朝倉所行不可然之間、於朝倉者可有御罪科之由被仰出、則朝倉所持之本庄郷公文政所職事并落名事可改之旨触下書下了、大綱無為者也、仍神事法会以下未始行分、悉以行入之了、
五月廿八日、寺官英深・順懷両五師上洛、訴申入趣兵庫閔船事、近日又山名船可押通旨申之事、朝倉進退事于今無一途之間、条々可被仰付事云々、

正月十五日の裁許により興福寺の要求の重要部分は認められ、翌日を期していた金堂前遷座は止められたが、春日社の訴訟について裁許がなく、社家は帰座の奉仕を放棄すると寺へ主張しだす。寺は社家を説得しようとするが、寺訴も二十一ヶ条（正月二十四日条）あったらしく、寺内でも再び正月二十九日を金堂前遷座と決する。これにより二月上申（一日）の春日祭は延引となるが、先の裁許に加えて守護の遵行状（注5参照）が下され、寺の判断で遷座は行われなかった。なおも社家は社訴の裁許を寺に要求し、二月十三日を期して遷座と決したが、兵庫閔船の件

で上使が派遣されることとなり回避される⁽⁷⁾。裁許を後回しにされた社訴は、二月二十九日条に走井弓場跡事・祝蘭庄峯松名并久世庄鶏冠井郷事と見える。走井弓場跡は六車郷内^(撰津国豊高郡)で、將軍御師である西師淳が地頭職を知行しているが、二十五日条に裁許のあった旨が見え、長祿四年（一四六〇）に寒川方の給人から社家へ付けるよう訴えている件である⁽⁸⁾。三月十三日条には「残訴」として峯松名・鶏冠井郷違乱事と通法寺庄事^(河内国河内郡)があげられている。これらのうち祝蘭庄は^(山城国相楽郡)、辰市祐時の子孫が預所職（公文職）を相伝するとされ⁽⁹⁾、十二月二十三日条には菱田の違乱を停止する奉行人奉書が祐識に下されている。ともに春日社領内の闕所は社家に付けられるべきと主張している。

『神木動座度々大乱類聚』で五ヶ条の他に載る「当国民以下私反銭事、向後不可懸之」については、個々に名を籠める処罰を行っていた⁽¹⁰⁾。本記の三月六日条に山田新左衛門尉、同九日条に伊岡、同三十日条に布施播磨守行種、四月六日条に越智彈正忠家栄、同十三日条に十市遠清・八田遠勝・新賀遠長・檜原景遠の籠名が解除されている。『大乘院日記目録』正月二十五日条に「六方与国民檜原確執、依名字籠事也、国中私反銭為寺門停止之処、不承引故也」とあるが、本記の同日条は詳しく、檜原は「今度大訴之随一」とされて籠名の対象であったが、社参に奈良へ上つて来るので、六方衆はそれを阻止しようとし、成身院光宣（前号の翻刻では「陽舜房」と訂し忘れた箇所がある）は檜原を手助けしようとして合戦となり、檜原は下向した。二月十四日条では、檜原が奈良へ攻め上がるというので、社頭を社家・神人が武装して警固した。国民の他に籠名となった者には、四月七日条に朝倉教景（英材孝景）も見える⁽¹¹⁾。越前国河口庄・坪江郷をめぐる混乱は続き、『大乘院寺社雑事記』翌六年十二月十四日条に引かれた広橋綱光放氏の注進状でも、藤沢名年貢に關す

る去年正月の裁許が履行されないことを問題としている。

寺社の要求が全て満たされたわけではないが、寺の説得に伏して、社家は若輩衆を宥め、四月十三日の開門・帰座で妥結する。この帰座の次第は詳しく記録されている。ついで延引となった祭礼の実施が課題となる。二月の春日祭は、四月十九日・二十七日と寺社の遣り取りがあり、春冬両季以外に移して行う例はまれで、五月二日に中止となった。前年十一月の若宮祭も延引となっており、五月十七日に行われた。簡略な『大乘院寺社雑事記』に比して（別記「若宮祭礼馬長頭方」がある）、祭礼全体を詳しく記述する。連日の大雨で渡物の路次が悪く、板を敷くことも提案された。この時には、当番の神人が開始の合図を知らせる社司・氏人の範囲が問題となり、二十一日・二十二日・六月一日とで、全員に連絡することが決せられ、本年分の実施の際には守られることになる（この件については『古今最要抄』四にも記事がある）。二月の薪猿樂も四月二十五日から五月二日にかけて追行の記事があり、これについては後述する。

六月十一日には、水坊大夫公憲秀の興行により、若宮拝屋で延年が営まれていた。憲秀は、長く衆中沙汰衆として検断との関わりを確認できるが、内梵音という興福寺の声明師で、法会・延年に出仕している。『大乘院寺社雑事記』寛正三年六月六・十日条に末寺（長谷寺・多武峯など）での延年の若音の差配について「令水坊相承子細在之」といい、水坊は興福寺支配の芸能者（若音・遊僧・鼓打など）延年を構成する諸役者を統括し、先代らしき太輔公憲済も永享十二年（一四四〇）の手向山八幡宮の延年で東大寺の要請により芸能者の差配を担っている（『管絃講并延年日記』⁽¹²⁾）。神木帰座との関係は明示されていないが、興福寺延年の統括者による催しで、衆中の沙汰なのであろう。

また帰座後の十一月の本年冬季の春日祭も延引した。春日祭は上申が

十一日のところ、上卿らが領状せず、十九日には摂津の社領の守護反錢をめぐって寺より訴訟のため、次の申日の二十三日の実施は延引、さらに十二月五日は院三席御会との差し合いがあり、十七日に行われた。奉行の中御門宣胤の放氏まで持ち出されている。若宮祭は春日祭の実施が決まって、この時代の式日である十一月二十七日に行われた。

この他、主な社頭の異変記事としては、二月十一日条の御間橋（本社と若宮の間に掛かる小橋）の造替、四月一・二・十三日条の羽蟻出現があり、八月一日条には、若宮で御供が崩れて供え直したことを神人が本社へ伝える際、代官が楼門で立ちながら報告したことが咎められている。

九月四日からは、春日八講（社頭での恒例の法華八講）が営まれている。第五日の八日条に「委細八講方ノ日記ニ在之」という。季行事（季頭）は通常二名のところを一人で、性舜房律師春覚（河上辻房）が勤めた。故河上折戸三郎五郎入道の次男で、始め東金堂衆であり、現在は「持安堂衆」だといふ。東大寺『法華堂要録』九月四日条では、「織戸（性舜大）東金堂里衆分」、『経覚私要鈔』九月四日条には「帯妻者也」とあり、『大乘院寺社雑事記』八月十五日条では「堂衆之内浄行者任律師事勿論也、為里衆如此事且無其例云々、雖然為一人季頭事、当時者随分之寺役也、仍為寺門許可云々」とある。河上荘内の出身地に自坊を構える里衆という範疇の人物だが、大きな負担を果たしうるので特例であったという。衆徒の筒井順永が、学侶の階梯であった若宮祭の田楽頭役を単独で勤めるのも、少し後の文明元年（一四六九）である。

この寛正五年は、『大乘院寺社雑事記』五月二十一日条に「室町殿當年春日詣事、來年二御延引之由、昨日為佞奏官領并諸家へ被仰出之、七月御所位・八月御幸以下御大儀端多之故云々、柚留木注進状到来了、無念旨返答之」とあるように、代替わりに伴う諸儀が京都における最重要課題で、將軍義政の南都参詣も延期され（翌六年九月に実現）、南都の

訴訟もないがしろにされている面があった。七月十六日に後花園天皇が讓位して、十九日に後土御門天皇が踐祚しているが、そのための祈禱と用途に関する記事がある。また八月二十三日に後花園院が室町殿（將軍足利義政）へ御幸するにあたって、祈禱を命ぜられている。九月二十二日条に二星合変異につき祈禱を命ずる奉書が十月二十日付で写されているが、九月十八日付で東寺に充てた祈禱命令があり（『東寺百合文書』せ函六九号）、十月とするのは誤写のようである。十一月十一日条に十五日結願との奉書が写されている。

他にこの年の大きな出来事として、四月上旬の糺河原での勸進猿樂がある。直接関係する記事はないものの、本記の大和四座の記事は能勢朝次『能楽源流考』（岩波書店、一九三八年）に「春日神主寛正五年記」として引載され芸能史の方面で知られている。二月の新猿樂の追行に関する四月二十五日〜五月一日条の抄出が四七四・六五七・七九二〜三頁にあり、その翻刻も意味にかかわる異同はない。円満井座金春大夫は元氏（宗筠）、坂戸座金剛大夫は勝康、鶏座法正大夫は蓮阿弥の世代となり、夕崎座観世からは高齢の音阿弥元重が出任した。諸国勸進に出ていた惣領藤若観世大夫は十郎（十郎元雅の子、世阿弥の嫡孫）、軽服の庶子全三郎は四世に数えられる観世大夫（法名シヨウセイ、政盛、正盛、松盛）といふ。なお奈良奉行所与力玉井家の『序中漫録』和州誌に、「神宮預中臣祐松日記」として猿樂関係記事のほぼ全文が引用されている。本記に見えない「社司・氏人見物之」といった字句があり、単純に本記からの抄出とは言えないが、祐松は祐識弟祐仲の子で新家として続くから、元の素材を共有するのだろう。

本記では祐識の個人的な事柄はほとんど記されないが、九月十四・十五日条には、吹田の産霊宮、私市の獅子窟寺へ参詣した記事がみえる。母方に関わることであろう。また『大乘院寺社雑事記』によれば、祐識

は尋尊⁽¹⁵⁾の御師を勤め、七月の瓜、年末の巻数進上が恒例で（本年七月三日・十二月二十八日条、訴訟関係の取次や指示伝達の窓口にもなっている。尋尊との関わりで祐識が確認されるのは本年がほぼ最後で、『同』翌六年十二月二十二日条では「辰市代権預祐松」が巻数を進上している。大乗院門跡の御師得分については、『同』明応八年（一四九九）十二月十二日条に享徳二年（一四五三）の祐識の処分状が写され、先の社訴にみえる久世庄・祝蘭庄・小坂西方などに得分があった。また『同』康正三年（一四五七）正月冊後附に収められた前年寺務寺領支配によると、祐識は沢良宜荘を与えられた。なお『同』明応元年八月二十八日条には、（撰津国島下郡）辰市の杏郷に関する祐識の自筆記録が長文にわたり転写されている。本記九月二十一日条に、経覚より御綿上分一屯が送られてきているが、『経覚私要鈔』九月五日条「細呂宜郷綿十屯且出来」と対応するか。

翻刻は、おおむね通行の文字に直したが、若干もとの字形を残し、改行は追いつき、一つ書き・字高を整えるなど、通例に従った。春日大社所蔵の大正十五年（一九二六）筆耕本（日記上六、史料編纂所写真帳[6170.65-49]）を粕谷真理子氏が電子入力し、原本写真によって土山・藤原が校正し、解題を藤原が執筆した。原本ご所蔵者ならびに春日大社国宝殿・松村和歌子氏には種々高配を賜った。記して謝意を表す。

〔注〕

- (1) 春日大社所蔵『中臣祠官補任記』（書画一九八、史料編纂所写真帳[6170.65-488]）、『春日神社文書』第三（一九四〇年）「辰市家系譜」、大東延篤編『新修春日社司補任記』（一九七二年）など。
- (2) 『大乗院寺社雑事記紙背文書』一（勉誠出版、二〇〇二年）一七八・一四二・二八二・三四五・七〇六・八一五・八二九・九七六号、『史料纂集 福智院家文書』三（八木書店、二〇一三年）九〇・九一頁、あるいは

は『三箇院家抄』紙背文書第三冊二〇（国立公文書館デジタルアーカイブ「三箇院家抄第三冊」九二コマ）・二一（同九一コマ）・三五（同二〇七コマ）、第四冊五四（同「三箇院家抄第四冊」一三〇コマ）。文書番号は八寫幸子「『三箇院家抄』日記目録」等紙背文書内容細目（『北の丸』三六、二〇〇三年）による。

- (3) 関連して臨川寺文書に加賀国大野荘への守護使不入の寛正五年十二月二十五日の尾張守（畠山政長）差出・赤松次郎法師（政則）充の幕府御教書がある（『加能史料』室町Ⅳ、二九〇頁）。

- (4) 小泉宜右編『史料編纂 経覚私要鈔』十一（八木書店、二〇一九年）「経覚年譜」にて、本記も若干利用されている。

- (5) 『大乗院寺社雑事記紙背文書』三三一号に正月十四日の將軍御判御教書案、三二九号に正月廿日の管領奉御教書案、三三〇号に正月二十五日の越前守護斯波義廉遵行状案があり、管領奉書は国立公文書館所蔵大乗院文書『大乗院文書（足利義満春日社新一切経料安堵状以下七通）』七「古文書・永享至寛正〔古二五・四八四・一七〕のうちに原本も伝わる。

- (6) 寛正五年五月の奥書があり、この年の神木動座を承けて成立したと考えられる。上野麻彩子・北村彰裕・黒田智・西尾知己『神木動座度々大乱類聚』の翻刻と紹介（『早稲田大学高等研究所紀要』三、二〇一一年）。他社寺を含めた全体的な動向については、西尾知己「中世後期強訴論の整理と課題―神輿動座・入洛の通時的検討をふまえて―」（『関東学院大学人文科学研究所報』四四、二〇二二年）を参照。前年末の神木動座に至るまでは、鈴木良一『大乗院寺社雑事記』（そして、一九八三年）一七一〜六頁など。

- (7) 二月五日に中御門宣胤奉の後花園天皇綸旨が興福寺別当東院兼円に下されている（『春日大社文書』一冊一〇号）が、この件は春日社までは伝わっていない。

- (8) 長祿四年（一四六〇）十二月「春日社一同訴状案」（大東家文書、『春日神社文書』一一六号、『春日大社文書』六卷一一五号）。

- (9) 『建内記』文安元年（一四四四）正月二十四日・二十八日、同四年二月十九日・二十二日、十一月二十三日条ほか。直接の訴訟の対象は菱田氏

による押領で、寛正二年の管領細川勝元奉書案がある（『春日大社所蔵大東家文書目録』二〇一三年、八五頁、大東家所蔵「大東家文書」附載五号）。現在は春日大社へ追加奉納されて、全体が重要文化財に指定されている。充所の辰市殿の傍注を祐職としたが、正しくは祐識。

春日社領山城国祝菌庄事、为一円進止之地之處、近年号地頭職、堅接院雖申給奉書、被召返之訖、次峯松名事、菱田押領云々、太不可然、各止彼妨、社家全知行、可被專神用之由、所被仰下也、仍執達如件、
寛正二年九月十日
右京大夫^{御判}

辰市殿

(10) 『大乘院寺社雜事記』寛正四年十月十八日条の國中掟法の第二項が私段錢停止、『同』延徳二年冬冊後付「文安・寛正以來奈良中・國中新儀狼藉条々」も参照。

(11) 『大乘院寺社雜事記』六月二十四日条「朝倉教^景名字、於修正手水所釜内呪詛之由、昨日自学侶両堂司二仰了」とあり、籠名による寺敵認定から呪詛・調伏の段階へと移行している。萩原大輔「中世「名を籠める」文書論―宝珠院現蔵文書のなかの籠名札・調伏札の紹介―」（『史林』九三・六、二〇一〇年）参照。

(12) 植木行宣「延年風流とその形成」（『芸能史研究』一一、一九六五年）。『中世芸能の形成過程』（岩田書院、二〇〇九年）再録時に「本坊」と誤植あり。また応永二十八年（二四二二）『維摩会講師坊引付』でも、若音・兒らが水坊で稽古しており、師には声明方音頭を勤める太輔公憲清がいる（松尾恒一『延年の芸能史的研究』岩田書院、一九九七年）。なお安田次郎「維摩会の延年」（小林健二編『中世の芸能と文芸』竹林舎、二〇一二年）も参照のこと。

(13) 奈良県立美術館編『雪舟・世阿弥・珠光：中世の美と伝統の広がり』（二〇一六年）No.47にカラー図版掲載。表章『観世流史参究』（檜書店、二〇〇八年）七二・八三頁等も参照。「金」三郎の誤写というより、「全」を「マタ」と訓ませるらしい。

(14) 奈良県地域振興部文化資源活用課編『奈良史料叢書』一（二〇一六年）三〇・三一頁。「和州誌」は原本散逸して写本が春日大社所蔵（雑二一〇）。

(15) 『大乘院寺社雜事記』延徳二年（二四九〇）十二月一日条には、辰市家代々が大乘院門跡の御師を勤めたとする記述がある。

権預祐松・祐梁参申、祐次初参、…去月廿一日元服、^{五歳也云々}祐梁之子也、当家子見来分、正預兼若宮神主祐時・権預祐識・権預祐藤・権預祐梁・祐次五代見之、又権預祐識之舍弟当正預正三位祐仲・権預祐松、祐嗣及三代見来、是皆^{祐常}祐康・祐有末孫、門跡代々御師也、前注2の紙背文書は、御師としての八朔・歳末巻数に関するものが大部分である。

御師の活動については、松村和歌子「中世春日社の社司と祈禱」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一四二、二〇〇八年）参照。

【付記】本稿はJSPS科学研究費補助金18H03583（研究代表者・遠藤基郎）による成果を含む。

【補遺】「春日大社所藏『文正元年中臣延祐記』」（『東京大学史料編纂所研究紀要』三〇、二〇二〇年）一八二頁下段・正月一日条

※前半は個人蔵断簡、後半は春日大社所藏『社家筆蹟』延胤。

寛正七年^{丙戌}正月一日、天下太平・国土豊穰・寺社繁栄・家門再興、珍重々々、

一、元日御強御供五ヶ度、^{音楽在之、平調、}見参社司、祐前 祐風 祐松 祐弥

祐勝、中臣氏人、延光^{正預代}、祐夏、大中臣氏人、師種^{神主代}、師淳

時綱 師詮、

一、御強御供音楽勤仕者、楽所之所役也、別而下行物□之、

一、一日旬御神事如例、御供十ヶ度、^{音楽在之、}白杖基定^{北郷一膳、}御幣守弘

同、散米徳継^{同三、}旬^{年預氏人}日並朝夕^{氏人時隆、}朔御供^{小坂庄役、}

本^{〔六〕種}^{〔公〕}方様御願、^{〔方〕}本^{〔六〕種}^{〔名〕}年始方河口庄役、^{〔日〕}御供^{〔力〕}内、^{〔主〕}西郷四種^{〔先〕}若宮神主祐勝、^{〔新〕}先例新六種也、

四種^{〔田〕}田辺庄役、^{〔氏〕}氏人師淳奉行、^{〔神〕}神戸^{〔神〕}神□

川原庄^{正預延祐}以上、見参社司、執行正預正四位中臣連延祐^權新神主

從五位上大中臣朝臣時勝 權預從五位上中臣連祐仲 次預從五位上中

臣連延胤 權預從五位下中臣連祐前 權預從五位下中臣連祐風 神宮

預從五位下中臣連祐松 加任預從五位下中臣連祐弥 若宮神主從五位

下中臣連祐勝、中臣氏人、中務少輔延光 散位祐夏 散位延俊 祐辰、

大中臣氏人、民部大輔時憲 宮内大輔師種 刑部大輔師淳 大蔵大輔

時綱 宮内少輔師隆^{〔師〕}時隆 師和、

不参社司、神主家徳 權神主家久^{各輕服、}權預祐文 權預延盛、^{各故障、}

※訂正・解題・本文中の祐友↓祐夏。